

広報 あみ

Ami 160th Anniversary
町村合併60周年

人と自然が織りなす、輝くまち



2016
No.658

1

平成27年
12月18日発行

主な内容

- 所得税、町・県民税の申告手続きは正しくお早めに… 2
- 子育てを応援します… 4
- デマンドタクシーあみまるくんご利用案内… 5
- 女性のさらなる社会進出にむけて… 6
- 国保医療費の状況をお知らせします… 9

町村合併 60 周年記念式典開催
～過去から現在、そして未来～ 次の時代へ礎を築く
11月8日(日)、県立医療大学構内において、
町村合併 60 周年記念式典が開催されました。
式典第 1 部では自治功労等の表彰が行われ、第
2・3 部では山田たかお氏による講演とあみ大使の
ノブ&フッキーのおふたりによるものまねショー
が行われました。(関連記事が 12 ページにあります。)

平成 27 年分 (平成 28 年度)

所得税、町・県民税(住民税)の申告 手続きは正しくお早めに

税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税の確定申告

『所得税及び復興特別所得税の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限(平成28年3月15日(火))までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

また、納め過ぎた所得税の還付を受けるための申告を還付申告といえます。

住民税(町・県民税)の申告

給与・公的年金以外の所得のある人(確定申告した人を除く)、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になっていない人は住民税の申告が必要となります。

非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限(平成28年

3月15日(火))までに申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります(老人配偶者・障害者・寡婦などの控除もれに注意してください)

持参するもの

- ▼事業所得(営業・農業)や不動産所得がある人は、▽『収入内訳書』の作成に必要な収入や必要経費を記載した帳簿▽固定資産税の課税明細書など
- ▼給与所得・公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ▼雑所得・一時所得などの支払調書
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る医療費が所得の5%以上(所得が200万円以上)の場合には10万円以上)ある人は、医療を受けた人ごとに支払った医療費・保険金などの補てん金を記載する『医療費の明細書』を作成し添付▽医療費の領収書(原本)▽おむつ使

用証明書など

- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書
- ▼本人が支払った本人および親族に係る一般の生命保険料・介護医療保険料の控除証明書
- ▼本人が支払った本人および配偶者に係る個人年金保険料の控除証明書
- ▼本人が支払った本人および同一生計の親族に係る地震保険料などの控除証明書
- ▼本人が支払った特定寄付金などの受領証明書
- ▼障害者または障害者を扶養する人は、▽障害者手帳▽療育手帳▽寝たきり・認知症等の高齢者の『障害者控除対象者認定書』など
- ▼還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座(金融機関・支店名・口座番号)
- ▼認め印 ※ゴム印不可

税務署での確定申告

●期間

平成28年2月16日(火)～3月15日(火)(土・日を除く)

※2月21日(日)および2月28日(日)は開場します

●相談時間

午前9時～午後5時まで
竜ヶ崎税務署

〒301-8601 龍ヶ崎
市川原代町1-182-5

☎0297-661-1303
(自動音声案内)

▼申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください

町では、住民税の申告書が手元にならない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、確定申告の記載要領で作成した確定申告書(国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』など)を利用して印刷した申告書の表題部を『平成28年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することができます。町の申告相談会場に持参または町税務課宛てに郵送してください。なお、町の申告相談会場で申告相談する場合には、申告書は役場で印刷しますので、事前に用意する必要はありません。

●申告相談会 会場: 役場 3 階 301 会議室

区分	期間	時間	対象
所得税確定(還付)申告・住民税申告の相談および受付 ※事業所得(営業・農業)・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	平成 28 年 2 月 8 日(月)～15 日(月) (土・日・祝日を除く) ※初日は混雑が予想されます	▼受付開始時間 午前 7 時 30 分 に役場北口玄関を開錠しますので、3 階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。 番号札を配布は 8 時 30 分からとなります。 ▼相談時間 午前 8 時 45 分から受付番号順に申告相談を開始します。	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人
所得税確定申告・住民税申告の相談および受付 ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	平成 28 年 2 月 16 日(火)～3 月 15 日(火) (土・日を除く) ※日曜申告を行います ※2 月 21 日(日)および 2 月 28 日(日)の午前中のみ実施	▼受付終了時間 午後 3 時 30 分まで受付します。 ※日曜申告の日は午前 11 時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼上記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人(青い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください) ▼事業所得(営業・農業)や不動産所得などがある人(赤い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください) ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場での申告相談

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告(還付申告)についての申告相談、申告書の作成および收受を役場本庁舎 3 階の 301 会議室で行います。

▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および收受受付などについてもすべて、本庁舎 1 階の税務課窓口ではなく、本庁舎 3 階の申告相談会場で行います

▼役場敷地内に仮設庁舎を設置したことに伴ない駐車場スペースが少なくなっています。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします

役場で相談できない申告

次の申告につきましては、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など

確定申告

▼事業(営業)所得(新たに事業を開始した年分および震災による事業用資産・棚卸資産などの被害)、利子所得、配当所得、給与所得(特定支出控除)、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得(ゴルフ会員権・貴金属など)、分離課税の譲渡所得(土地・建物・株式など)

▼変動所得・臨時所得の平均課税

▼雑損控除(災害・盗難による損害など)

▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除

▼災害減免額、外国税額控除など

▼国外に居住している親族の扶養控除など

インターネットでの確定申告

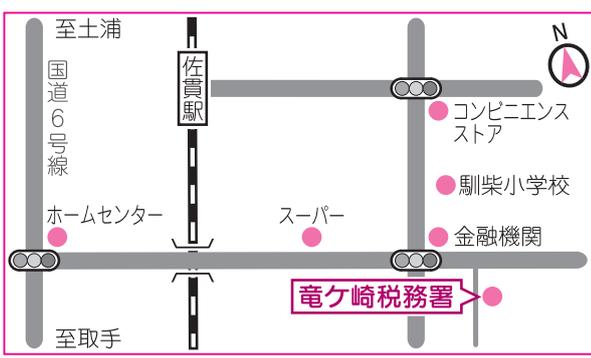
確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口・駐車場は大変混雑します。

国税庁のホームページを利

国税局の電話相談センター

確定申告に関する電話によるご相談については、国税局の電話相談センターをご利用ください。☎02971661303(自動音声案内)

▼竜ヶ崎税務署までの案内図



子育てを応援します



みなさん、こんにちは。
寒さが厳しい季節になりました。
今回は、町内全小学校で実施している『放課後子ども教室』
についてご紹介します。

放課後子ども教室とは、子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設（余裕教室や体育館・グラウンド）を活用し、自由遊び・スポーツ・自主活動・創作活動などを行うものです。

子どもたちの放課後対策としては、すでに子育て支援として『放課後児童クラブ』が実施されていますが、『放課後子ども教室』は原則1年生から6年生までの全児童を対象として実施しています。

阿見小学校区放課後子ども教室 (あみっこクラブ)

校庭ではドッジボール・遊具遊びなど。体育館ではバドミントン・縄跳び・フラフープ・ゲーム遊び(風船取りジャンケンゲーム・トランプ・オセロ)を行っています。大勢の子どもたちが遊びを通して友達を思いやる気持ちを持って遊んでいます。

本郷小学校区放課後子ども教室 (本郷ふれあいクラブ)

校庭ではドッジボール・サッカー・遊具遊び・縄跳び・創作遊びなど。体育館では読み聞かせ・バドミントン・フラフープ・オセロ・ぬり絵・創作遊びなどを行っています。遊びを通して友達とのかかわりを深めています。



第一小学校区放課後子ども教室 (一小ふれあいクラブ)

校庭ではドッジボール・サッカー・遊具遊びなど。体育館では縄跳び・バドミントン・ゲーム(風船送り)など。教室ではオセロ・将棋・ぬり絵・ブンゴマ・紙芝居読み聞かせなどを行っています。子ども同士が元気で仲良く、のびのびと楽しく過ごしています。

舟島小学校区放課後子ども教室 (ふなっこクラブ)

体育館でバドミントン・フラフープ・縄跳び・ゲーム遊び・創作遊び(ブンゴマ等)・紙芝居・読み聞かせなど。校庭ではドッジボール・サッカー・キックベース・遊具遊びなどを行っています。子どもたちがいろいろ工夫しながら楽しく遊んでいます。



第二小学校区放課後子ども教室 (二小ふれあいクラブ)

校庭では縄跳び・ドッジボール・バドミントン・遊具遊びなど、時間を忘れるほどに夢中で楽しんでます。体育館では創作遊び(紙飛行機・ブンゴマなど)・ゲーム遊び・紙芝居・読み聞かせ・オセロ・ぬり絵などを楽しんでいます。

実穀小学校区放課後子ども教室 (けやきっこクラブ)

校庭ではサッカー・縄跳び・遊具遊び。体育館ではオセロ・ぬり絵・創作遊び・紙芝居・読み聞かせなどを行っています。個性豊かな子どもたちが自由に伸び伸びと楽しく遊んでいます。



君原小学校区放課後子ども教室 (君原ふれあいクラブ)

体育館ではドッジボール・遊具遊び・縄跳び・トランプ・オセロ・紙芝居・読み聞かせ・ゲームなど。校庭では、ドッジボール・遊具遊び・縄跳びなどで楽しく遊んでいます。また創作遊びでは上級生が下級生の面倒を見ながら仲良く過ごしています。

吉原小学校区放課後子ども教室 (吉原ふれあいクラブ)

体育館ではフラフープ・ドッジボール・縄跳び・ゲーム遊び・オセロ・バドミントン・紙芝居・読み聞かせなど。校庭ではサッカー・ドッジボール・縄跳び・遊具遊びなどをして仲良く遊んでいます。また、創作遊びでは上級生が下級生にやさしく教えています。



放課後子ども教室についての問い合わせ: 児童館 ☎888-1111 (167)

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎ 888-1111 (232・233)

町では公共交通サービスとして、デマンドタクシー『あみまるくん』の運行を行っています。『あみまるくん』は、日常生活などで交通不便をきたしている人に、自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、乗り合いにより送迎を行なう公共交通です。町では、多くの町民の皆さまにご利用いただきたいと考えていますので、運行主旨をご理解のうえ、ぜひ利用登録申請をお願いします。

はじめに利用登録をお願いします

『あみまるくん』を利用するためには、事前に利用者登録（無料）が必要です。『デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し、役場までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録は、町内にお住まいの人が対象となります。申請書は、役場・うずら出張所・各公民館・さわやかセンター・図書館などに備え付けてあるほか、右記ホームページ(<http://ami.civil.ibaraki.ac.jp/regist1403/touroku.pdf>)にも掲載しています。

予約の方法

利用日の2日前（運休日を除く）から利用したい出発時刻の30分前までに予約センターへ電話で予約してください。また、当日予約の最終受付時間は午後3時30分までとなります。

午前8時台と午前9時台の予約は、必ず前日までにお願いします。その際、**①氏名②住所③乗車日④人数⑤乗車場所⑥降車場所⑦出発希望時刻**を伝えてください。

※『あみまるくん』は介護タクシーではないため、運転手が乗降の介助をすることはできません。1人で乗降が困難な人は介添人をつけてご乗車ください。

※予約時間前に乗降場所でお待ちください。予約時間を過ぎた場合、出発させていただきます。

※予約をキャンセルする場合には、乗車時間の30分前までに予約センターへご連絡ください。キャンセル料金はかかりません。（無断キャンセルの場合は乗車1回分の利用料金をキャンセル料金として徴収します。）

運行区域

阿見町内に限ります。

※ JR 荒川沖駅東口のご利用も可能です

予約センター

受付日時：午前8時30分～午後5時
（土・日・祝日および年末年始を除く）

電話番号：**888-4152** よい交通

※詳細は、上記（予約の方法）を参照してください

運行日・時間帯

- 月～金曜日（ただし、祝日および年末年始は運休）
- 午前8時～午後5時

利用料金

対象者	料金 (1人1回のご利用につき)
大人（中学生以上）	400円
小児（小学生） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を 交付されている人、介護保険法におけ る「要介護者」・「要支援者」、および上記 の人に付き添う人（1人のみに適用）	200円
幼児（3歳以上7歳未満） ※保護者同伴のこと	保護者1人につき2人まで 無料。3人目からは200円
幼児（3歳未満） ※保護者同伴のこと	無料

※料金は、回数券による支払いとなります。回数券は、デマンドタクシー車内および都市計画課で販売していますので、事前のご購入をお願いします。回数券は200円券（大人は1回の料金で2枚使用する）の11枚つづりで2,000円です

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

タウン AMI 女性の会が移動学習会を実施しました



▲体験学習の様子

10月16日(金)、タウン AMI 女性の会による移動学習を開催しました。町内の9地区から35人が参加し、袋田の滝の散策や大子おやき学校での体験学習を行いました。

この移動学習で行政区単位の女性の会が交流・意見交換をすることにより、女性の会のネットワークが広がり、女性のエンパワーメント(女性が自己決定能力を養い、社会のあらゆる分野で意思決定過程に参画するための力をつけること)の促進や、地区活動の推進へとつながっています。

県女性活躍推進企画提案支援事業について ~『ふれあいサロンひまわり』のご紹介~

県では女性の視点を活かした地域・経済の活性化につながる活動を企画提案事業として認定し、助成金を交付し応援しています。町からは富士団地女性の会・住吉やまぶきの会・ステップアップ AMI の3団体が企画提案事業に認定され、活動しています。

今回は富士団地女性の会の『ふれあいサロンひまわり』をご紹介します。

地域の高齢者やひとり暮らしの人の交流や介護予防を目的とする活動拠点が『ふれあいサロンひまわり』です。富士団地公会堂を会場に、毎月1回のペースで開催し、お茶会や健康体操などのふれあいを通して地域の絆を深めることを目的としています。

▼開催日 毎月第2水曜日

▼時間 午前10時~正午

▼その他 富士団地以外の人でもご利用いただけます。

▼問合せ 代表 山口 ☎887-8188



▲ふれあいサロンひまわりの様子



▲レクリエーション活動の様子

『町男女共同参画町民意識調査』を実施します

町では、第2次男女共同参画プラン(平成24~28年)に基づき、施策を総合的・計画的に進めています。今後、社会情勢の変化や取り組むべき課題に対応できるよう、町民の皆さまの男女共同参画に関する意識調査をアンケート形式で実施します。

ご自宅にアンケートが届いた場合は、ご協力をお願いします。

▼調査期間 平成28年1月29日(金)まで

▼対象者数 2000人(住民基本台帳から20歳以上の男女無作為抽出)

『女性の社会進出に関するアンケート』結果報告

6月に実施した、20~40歳代女性1,000人(無作為抽出)に行った『女性の社会進出に関するアンケート』の報告書がまとまりました。町ホームページおよび町内の各公民館・図書館で閲覧できます。

また報告書の冊子(数量限定)もありますので、必要な人は、町民活動推進課窓口までお越しください。

アンケートにご協力いただきました皆さま、誠にありがとうございました。

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター内の様子

町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携しやすい環境をつくるため、協働によるまちづくりを推進しています。

「おむすびの会」

当会は、平成9年に町社会福祉協議会の『ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業』の調理ボランティアとして、代表の湯原敏子さんを中心に町食生活改善推進協議会の会員が集まって結成しました。

『おむすびの会』には27人が在籍しており、毎月第2・第4水曜日の午前8時30分から11時頃まで、会員各自が自主的に作業分担して、調理・片づけを手際よく行っています。



▲調理中の様子



▲できあがった手作りのお弁当

これからも、ひとり暮らしの高齢者が、私たちの作るお弁当を喜んで召し上がっていただく顔を思い浮かべながら、活動していきたいと思えます。

活動場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』栄養実習室(阿見 4671-1)

活動日時 毎月第2・第4水曜日 問合せ 『おむすびの会』代表 湯原 ☎887-3136

活動報告コーナー

●『さわやかフェア 2015』に市民活動団体が参加しました！

10月25日(日)に開催された『さわやかフェア 2015』に、市民活動を行なっている下記の9団体が会場内の町民活動センターのブースに出展し、日ごろの活動内容をPRしました。

▼参加団体(出展内容)

- ▼ NPO 法人アニマルセラピー協会(事業PR)
- ▼ NPO 法人マリッジクラブ(事業PR)
- ▼ 愛犬家サークル犬愛ワンラブ(犬の迷子札作り)
- ▼ 阿見おもちゃ病院(おもちゃ作り)
- ▼ アレンジ阿見(フラワーアレンジメント)
- ▼ 楽しい陶芸(作品展示)
- ▼ パソコン学習会(ワークショップ)
- ▼ 輪道会(手工芸品の作成・販売)
- ▼ 和田工房(ハロウィンの小物作り)



▲さわやかフェア 2015 出店の様子

次回の「NPO・ボランティア設立・運営勉強会」は、平成28年1月15日(金)実施予定です。市民活動団体の活動日時やその他講座についての情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。



成人おめでとごさいます!

～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

●こんなときは届出を

項目	種別	届出先
20歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第1号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第3号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第1号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	国保年金課

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。

なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

保険料の額

▼ 定額 保険料…月額 15590円(平成27年度)

▼ 付加保険料…月額 4000円

※付加保険料とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数―で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関・コンビニエンスストア・MMK端末設置店などで納付できます

※MMK端末とは、(株)しんきん情報サービスが運営する公共料金収納用端末です

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務

所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

▼ 口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの ▼通帳 ▼金融機関届出の印鑑

▼ 口座振替には次のような特典があります ▼当月分をその月に引き落としにする

と、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割) ▼前納(6か月分前納・1年前前納・2年前前納)すると、保険料が割引になります

※右記の例として、金融機関やコンビニエンスストア等から現金で年度分の保険料を前納すると、3320円の割引になります。また口座振替で保険料を1年前納すると、3920円の割引、口座振替で2年前納すると、15360円の割引になります(すべて平成27年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります。割引額は毎年異なりますので、詳しくはお問い合わせください

保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

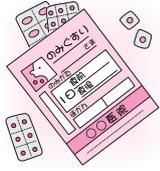
※申請するには、在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)、または在学証明書が必要になります

▼ 若年者納付猶予制度…学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎824-7121)にお問い合わせください

国保医療費の状況を

お知らせします

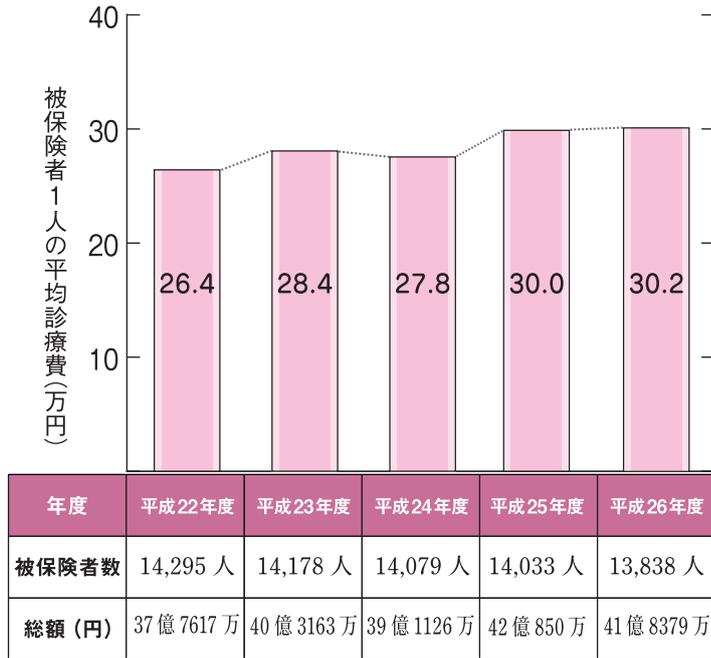


国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

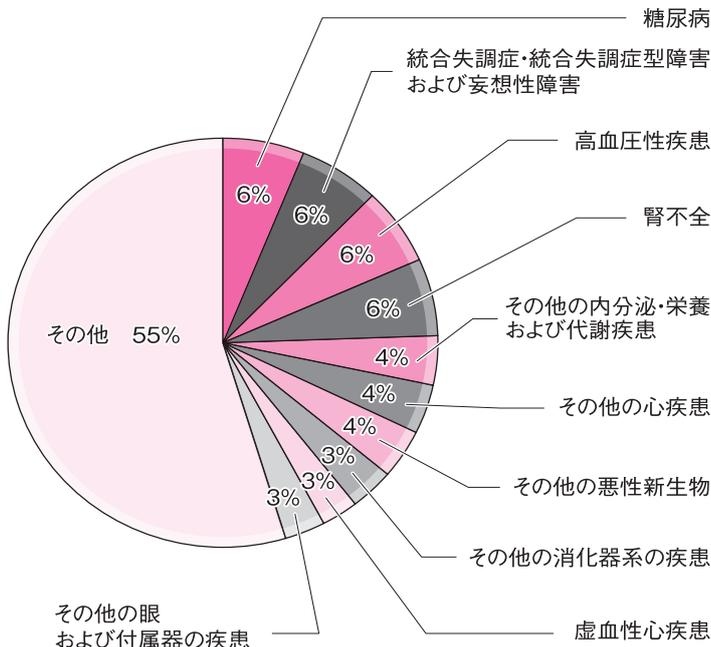
国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

▼町国保の医療費総額の推移



※医療費総額は、3月～翌年2月診療分の合計です

▼平成26年度町国保の医療費(上位10疾病)



■ 私たちの医療費がどのくらいかご存じですか
町国保の医療費総額は、平成26年度では41億8379万円となり、この5年間で10.8%の伸びを示しています。この間の国保被保険者数は、減少しているにもかかわらず、全体の医療費は増加しており、一人当たりの医療費は年々高くなる傾向にあります。今後も、高齢化の進展や高

度医療技術の発展などにより、総医療費の伸びは続くものと思われれます。
■ 医療費の主な内訳
平成26年度の一人当たりの医療費は、30万2341円です。疾病別医療費では、糖尿病・総合失調症等・高血圧性疾患などの医療費が多くなっています。

特に、糖尿病・高血圧などの慢性疾患は治療が長引くため、医療費が増える要因となっています。
■ 年に1回は健診を受けましょう
町国保では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防に努めます。また、人間ドック・脳ドックの受診費用の助成も実

施しています。これらを活用して、生活習慣病の予防・改善や、疾病の早期発見・早期治療に努め、一人ひとりの医療費の増加を防ぎましょう。



▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

国 国民健康保険の保険税または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。
※お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません

手続き方法

- 口座振替の登録をされていない人:『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください
 - すでに口座振替の登録をされている人:『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください
- ※手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります

ご留意いただきたいこと

● 振替口座について:納税義務者ご本人以外の口座も可能です

● 社会保険料控除について:口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます

● 口座振替への変更後に振替不能となった場合:年金からのお支払いに変更させていただきます

保険税(料)の納付額証明書の送付について

平成27年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から平成28年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、平成27年の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。
『特別徴収(年金からの天引

きによる納付)』で納付された分の納付額証明は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

● 問い合わせ 役場 ☎888-1111 ▼国民健康保険税・国保年金課 国保係(131) ▼後期高齢者医療保険料:国保年金課後期高齢医療福祉係(134) ▼介護保険料:社会福祉課 介護保険係(165)

遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。

知っておきたい エイズのお話

～大切なのは正しく知ること・防ぐこと～

健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940



新 たに2014年に日本国内で報告されたHIV感染者数は、1091人で、HIV感染者およびエイズ患者の累計報告者数は2万4千人を超えました(厚生労働省平成26年エイズ発生動向)。エイズは身近な問題です。あなたとあなたの大切な人を守るために、もう一度エイズについて考えてみませんか？

HIV・エイズとは

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)というウイルスに感染し、免疫機能が低下することによって引き起こされるさまざまな感染症や悪性腫瘍などの病気を、エイズ(後天性免疫不全症候群)と言います。

HIV感染症の治療は進歩しています。早期に治療を始めることにより、エイズの発病や病状の進行を抑えることができるようになりました。

HIVの感染経路と予防法

① 性行為感染：HIVに感染した人とコンドームを使わない性行為(口・直腸での行為を含む)をすること

で感染します。日本では、感染経路の約9割が性行為によるものと言われています

▼**予防法**：性行為の際はコンドームを正しく使います

② **血液感染**：麻薬の注射やピ

アスの穴あけなど、注射針の共有によってHIVに感染した人の血液が体内に入ることによって感染します ※日本の医療機関の注射器は使い捨てなので心配ありません

▼**予防法**：麻薬や覚せい剤は使つてはいけません。ピアスの穴あけ器や血液が付きやすいかみそりなどは自分専用にしましょう

③ **母子感染**：HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時、授乳中に赤ちゃんに感染します

▼**予防法**：お母さんの感染がわかった場合、適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染を予防できます

④ HIVの感染力は非常に弱いので、こんなことでは感染しません…空気感染や水による感染▼せきやくしやみ▼吊り革・手すり▼箸やグラスの共用▼理・美容

▼軽いキス▼握手やマッサージ▼プールや一緒に入浴する

感染が心配なときは

● **エイズに関する電話相談**

保健所では、エイズに関する電話相談を無料で受けることができます。

▼ **土浦保健所エイズ専用電話相談**：☎82610606

▼ **実施日時**：毎週月曜日から金曜日午前8時30分～午後5時15分 ※祝日および年末年始は除く

● **HIV(エイズ)感染症検査**

感染の有無は血液検査(HIV抗体検査)で確かめられます。この検査は匿名で受けることができます。HIVに感染しても、感染初期には血液中に抗体やウイルスが検出されない期間がありますので、感染機会から3か月以上経過してから検査を受けてく

ださい。

▼ **実施日時**

▼ **日中検査**：毎週木曜日午前9時～10時

▼ **夜間検査**：毎月第3木曜日午後5時～7時

▼ **検査内容**：問診・血液検査

▼ **検査費用**：無料

▼ **その他**：事前に匿名による電話予約が必要

● **問い合わせ** 県土浦保健所 保健指導課 ☎8211-5516

高齢者肺炎球菌助成事業終了のお知らせ

町では高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種に対し、一部助成を実施していますが、平成26年10月から定期予防接種となったため、任意接種に対する一部助成・申請手続きは今年度末(平成28年3月31日)で終了となります。

● 問合せ

健康づくり課保健予防係(総合保健福祉会館内)
☎888-2940

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

二区北

九鬼 トミ



町村合併60周年、誠にありがとうございます。

私は、旧旭村(現在のつくば市)で生まれ育ちました。

22歳の時に、阿見生まれ(福田地区)の主人と結婚し、現在のうずら野に住んだのは、昭和45年からです。

当時のこの辺りは、畑や田んぼが多く、とてものかな所でした。

私は仕事をしていたので、実母に子供の面倒を見てもらい、その合間をぬって「踊り」を習いました。「英美会」を立ち上げてから、もう25年になりました。13人の会員の中に、実毅で生まれ育った者が3人おります。合併当時の昭和30年頃を振り返ってしまいました。

彼女たちは、中学1年生、小学1年生、2年生で、おっぱ頭のかわいい少女たちでした。話によりますと、実毅地区は「朝日村」の中心地で、役場・農協・駐在所・郵便局があり、商店も数多くあったそうです。なかでも、実毅十字路付近はにぎやかで、毎日の通学も楽しかった。

たそうです。

また、合併に関しては、稲敷郡朝日村実毅(農村地区)とっては、朝日が差し穀物が実る)という素晴らしい名称であるため、地名を残したいとか、常磐線より一里(4km)の場所なので、荒川沖と合併した方が良いのではないかと等々...リーダーである皆さまが、とても悩んでいたという話を、親から聞いていたことを思い出したようでした。

時代の流れとはいえ、自分たちが学んだ朝日中学校も今は霞ヶ浦聾学校に、実毅小学校もいずれば閉校になる予定で、子供時代の思い出がなくなるようで、寂しかったの思い出があるそうです。

「光陰矢のごとし」とは申しますが、私もいつの間にか七十歳を過ぎ、この間に大病もしましたが、周囲の人たちに支えられ、すっかり元気になりました。

普段の民舞踊の活動も認められ、昨年は県知事賞を賜りました。

微力ではありますが、「健康第一」趣味をもって「心豊かに」をモットーに、これからも町文化発展のために貢献できたらと考えております。

九鬼トミさん



『英美会』の代表として、町の文化協会舞踊部門に所属され、チャリティー舞踊会を開催するなど、地域の活動に貢献されています。昨年の12月には芸術文化活動における県知事表彰を受賞するなど、精力的に活動されています。

お知らせ
町村合併60周年記念式典開催

現在の阿見町は、旧阿見町・朝日村・君原村・舟島村の一部の合併により、昭和30年4月に誕生いたしました。

今年、町村合併60周年を迎えるにあたり、平成26年12月に、合併60周年記念のロゴマークを町立小中学校の児童・生徒の皆さんから募集しました。応募作品582点の中から、阿見中学校の黒木菜月さんの作品が採用され、このロゴマークは町広報紙

の表紙・式典をPRするための横断幕など、さまざまに場面で活用させていただきました。



▲オープニングアトラクション

記念式典は、11月8日(日)茨城県立医療大学構内にある講堂において開催しました。

式典第一部では、オープニングアトラクションとして、町内在住者である廣島愛さんと黒田泰子さんによる、ピアノとバイオリンの美しいハーモニーの演奏が始まり、天田町長の式辞、多数のご来賓の祝辞、町勢の発展に寄与し、またはその徳行が町民の模範となる皆さまに対して記念表彰(地方自治の伸展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、産業の振興、教育・文化・体育およびレクリエーションの向上、治安の維持・災害の防止、善行等)が行われました。

式典第2・3部では、テレビの長寿番組に出演しているタレ



▲記念表彰を受けられた皆さん

ントの山田たかお氏による記念講演と、あみ大使のノブ&フッキーのおふたりによる、ものまねショーの記念公演が行われ、会場は和やかな雰囲気になりました。当日は雨天にもかかわらず、約450人の町民の皆さんが節目を祝い、更なる町勢発展への決意を新たにしました。ご臨席賜りまして誠にありがとうございました。



▲会場入口の昭和時代の写真パネル展示

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

『零戦』実物大模型を展示しています

予科練平和記念館開館5周年記念事業で作成した、実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型を展示しています。11月からは毎週日曜日に、格納庫前に引き出して展示していますので、ぜひご覧ください。観覧料は無料です。

※雨天および強風の場合は公開中止となります

- ▼公開日:開館日と合わせて毎日公開(火曜日～日曜日 ※月曜休館)
- ▼時間:午前9時～午後4時30分
- ▼場所:予科練平和記念館隣接の格納庫および格納庫前
※日曜日は外に展示します(雨天・強風の場合は除く)

『戦争体験者講演会』開催

戦争体験者をお迎えして講演会を開催予定です。

- ▼期 日:平成28年1月24日(土)
- ▼時 間:午後2時～3時30分
- ▼場 所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼料 金:無料
- ▼定 員:100人程度
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください
※イベント内容の詳細については、後日ホームページ等でご案内します

ふゆやすみミニイベント『予科練子ども会』の開催

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。

- ▼日 時:平成28年1月30日(土) 午前10時～午後4時
- ▼場 所:予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
- ▼内 容:▼屋外:ミニSL(常時開催) ▼屋内:バルーンアート・的当て・パチンコ(常時開催)。腹話術・マジックは、①午前11時～11時15分
②午後1時～1時15分 ③午後3時～3時15分に開催予定
- ▼参加料:無料
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください



▲イベント(腹話術・マジック)の様子



▲『おもちゃの病院』の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間:午前10時～午後4時 ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他:事前申込不要。当日直接お越しください

◎学芸員のつぶやき

今回は、予科練や海軍で使われた『言葉』の話です。意外かもしれませんが、予科練の部隊の中では英語由来の言葉が多く使われていたそうです。一部を紹介すると、風呂を『バス(bath)』、たらいを『オスタップ(washtub)』、短艇を『カッター(cutter boat)』と呼んでいました。

海軍で使用されたもので変わったものでは、『MMK』なんてものもあります。これは『もてて、もてて、こまっちゃう』のローマ字頭文字をとったものです。映画などでは真面目なことしか言わない軍人さんですが、平時はこんなことも言って笑っていたようです。

インフォメーション

お知らせ
119番通報における
3つのポイント

119番通報をするときには左記の3点を心がけて、あわてずに通報してください。

1 火事なのか救急なのか?

『火事です』または『救急です』とはっきり伝えてください

2 場所はどこか?

住所は阿見町から正確に伝えてください。また、大きな建物や交差点など、目印になるものも伝えてください

3 火事・救急事故等の状況は?

『〇階建てのビルの△階が火事です。』など、何が(誰が)どうしたかを正確に伝えてください ※状況を詳しく知るために事故等に関係のあることをお聞きする場合があります

稲敷広域消防本部通信指令課
☎0297-644-3743

お知らせ
『消防出初式』に伴い、
サイレンを鳴らします

消防出初式を阿見中学校校庭において実施します。それに伴い、地区分団車庫および阿見中学校で消防車のサイレンを鳴らします。火災と間違わないよう

お願いいたします。

▼期日 平成28年1月9日(土)

▼時間 ①午前8時②10時15分

▼場所 ①各分団車庫②阿見中学校校庭

▼サイレン 演習信号(15秒鳴らす・6秒休む・15秒鳴らす)

▼交通安全課 ☎8888-1111(279)

募集
ひとり親家庭の小学校新入学
児童への『入学祝い品』贈呈

社会福祉法人県母子寡婦福祉連合会からひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)のお子さんに入学祝い品(学用品)を差し上げます。

▼対象 平成28年度に小学校へ入学する児童のいるひとり親家庭で、祝い品を希望する保護者

▼申込期間 平成28年1月29日(金)まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 児童福祉課に直接申し込む

▼児童福祉課 ☎8888-1111(177) (社)県母子寡婦福祉連合会 ☎0297-2217505

募集
減塩みそづくり参加者募集

▼期日 平成28年2月9日(火)

▼時間 ①午前9時②10時③11時 ※各回定員8人。作業

は2時間位かかります

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼講師 町食生活改善推進員

▼対象 未経験者のみ

▼募集人数 24人(定員で締切)

▼参加料 1700円(国産大豆・こうじ・塩などの材料費)

▼持参品 スリッパ・エプロン・三角巾・ふきん・タオル・みそ4kgが入るポリ容器(漬物たる10号位の大きさ)

▼申込方法 1月6日(水)~21日(木)までに左記に電話で確認のうえ参加料を添えて直接申し込む ※土・日・祝日を除く

▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

募集
『家族介護支援事業』
参加者募集

▼期日 平成28年2月1日(月)

▼時間 午後1時30分~3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階大会議室

▼内容 住宅改修・福祉用具の使い方

▼講師 池末成人氏

▼対象 町内に在住・在勤の人

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 1月25日(月)まで ※土・日・祝日および年末年始を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎8887-8124

お知らせ
『阿見吉原土地区画整理事業』
業計画(第5回変更)案の縦覧

『土地区画整理法』の規定により、左記のとおり縦覧を行います。

▼日時 平成28年1月5日(火)~18日(月) 午前9時~午後5時

▼場所 県電ヶ崎工務事務所(龍ヶ崎市馴柴町) ※土・日・祝日も可 ▼県都市整備課(水戸市笠原町) ※土・日・祝日は除く

▼県電ヶ崎工務事務所阿見吉原地区区画整理課 ☎0297-6511057

募集
いばらき県南若者サポート
ステーション就労相談

▼期日 平成28年1月6日(水)

▼時間 午後1時~4時

▼場所 かすみ公民館会議室

▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族

▼参加料 無料

▼申込方法 電話・ファクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む

▼その他 要事前予約

▼いばらき県南若者サポートステーション(一般社団法人アイケイつくば) ☎893-3380 ☎893-33381

▼info@sapostute-tsukuba.jp

〈広告欄〉

住まいのことなら **美都住建へ**

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を覆った構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-24) 第22375号 【本 社】阿見町実穀1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央1-5-32

もっと楽しく♪快適に!
リフォームしませんか?

リフォームアドバイザーが親切・丁寧に
対応させて
頂きます。

Before After
屋根 外壁 水廻り 外構...etc

美都和 検索

茨城県知事免許(4) 第5548号
(有)美都和 阿見町中央1-5-32
TEL.029-891-2200

音楽で元気にするまちづくり事業
代外「新春の訪い〜日本の唄まつり」
「コンサート」開催

▼期日 平成28年1月24日(日)
▼時間 午後1時30分開演(開
場:1時)

▼場所 君原公民館

▼出演団体 ▼井坂斗絲幸社中
▼喜楽▼喜幸会阿見支部

▼入場料 無料
▼君原公民館 ☎889-1363

募集
「身体障害者健康診査」実施

▼期日 ①平成28年2月5日
(金) ②12日(金)

▼時間 午後2時受付

▼場所 (助霞ヶ浦成人病研究事
業団健診センター)

▼対象 町内在住で、常時車い
すを使用している在宅の身体
障害者(下肢および体幹機能
障害)の人 ※医療機関で1
年以内に同様の検査を受けた
人、施設入所者、町の健康診
査受診者を除く

▼自己負担額 無料

▼申込期間 平成28年1月12日
(火)まで ※土・日・祝日およ
び年末年始を除く

▼申込方法 身体障害者手帳・
印鑑を持参のうえ、直接左記
に申し込む

▼障害福祉課(総合保健福祉社
館内) ☎888-2943

お知らせ
「家屋を新築・増築または
取り壊した人へ」

町では、家屋の現況把握に努
めています。所有者からの連
絡がなければ正確な現況を把握
できない場合があります。

平成27年中に住宅・店舗・納
屋・車庫などの家屋を新築また
は増築されて、まだ税務課の家
屋調査が済んでいない場合に
は、固定資産税(都市計画税)
の基礎となる評価額を算出する
ため、家屋調査が必要となりま
す。ご都合のよい日時を相談の
うえ税務課職員がお伺いします
のでお早めにご連絡ください。

また、平成27年中に家屋を取
り壊した場合は、平成28年度か
ら固定資産税(都市計画税)は
課税されません。平成28年1月
末までに「家屋滅失届」を税務
課に提出していただくか、電話
などによりご連絡ください。な
お、法務局において建物滅失登
記をしている場合には届出は必
要ありません。

▼税務課固定資産税係 ☎888
-1111(155)

募集
「ミックステニス大会」
参加者募集

▼期日 平成28年2月21日(日)
※予備日2月28日(日)

▼場所 総合運動公園他

▼募集人数 48組(定員で締切)
▼参加料 1組3000円

▼申込期間 1月29日(金)まで
※1月15日(金)までは町内在
住・在勤・在学者のみ受付。
一般は16日(土)から受付

▼申込方法 Eメールまたはフ
ァクシミリ(申込用紙は中央
公民館・総合運動公園・左記ホ
ームページで入手可)で左記
に申し込む ■mansei99@
jcomhome.ne.jp

■888-1055(午前9
時~午後9時。時間厳守)

▼その他 希望者のみドロー表
を送付(Eメールまたは郵送、
1組1通)

▼町体育協会テニス部代表倉持
☎841-6878 ■http://
www.geocities.jp/
antennis2005/

募集
第9回社会福祉大会開催

▼期日 平成28年2月13日(土)

▼時間 午後1時~4時15分

▼場所 本郷ふれあいセンター
1階集会室(多目的ホール)

▼内容 ▼第1部【表彰】:町社
会福祉協議会会長表彰、町社
会福祉協議会会長感謝状贈
呈、福祉に関する作文入賞者
の表彰・作文入賞者の作文発
表 ▼第2部【講演】:「刑務所
の中の中学校へ学びと感動が
人を変える」

▼講師 角谷敏夫氏(元松本市
旭町中学校桐分校教員)

▼定員 300人(定員で締切)

▼申込期間 2月5日(金)まで
※土・日・祝日および年末年始
を除く

▼申込方法 電話または直接左
記に申し込む

▼町社会福祉協議会(総合保健
福祉会館内) ☎887-
0084

お知らせ
町シルバー人材センター
入会説明会開催

▼日時 平成28年1月5日(火)
▼時間 午前10時~正午

▼場所 町シルバー人材セン
ター(総合保健福祉会館)さわ
やかセンター(別館)

▼対象 当センターの趣旨に賛
同し、健康で働く意欲のある
町内在住の60歳以上の人が対
象(入会承認制)

▼(公社)町シルバー人材セン
ター ☎888-2036

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場
「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による
標記訓練を行います。

▼日時 平成28年1月12日(火)
~14日(木)、19日(火)~21日
(木)、26日(火)~28日(木)、
日没から約3時間以内(各機
2時間基準)

▼陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校
総務課 ☎842-11211
(3420)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 役場 阿見小学校 郵便局 阿見中学校 JA
あみ司法書士事務所(神林ビル2階)
茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 1月7日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階301会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

障害福祉課
☎ 888-2943

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,036人 (+ 17) ▽12月1日現在
- 男性 23,822人 (- 6) ▽常住人口ベース
- 女性 24,214人 (+ 23) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,192世帯 (+ 11) ▽情報政策課調べ

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 2月1日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

2月の納税等

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料(6期)

納期限 2月29日(月)

救急車出動状況 11月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	98件(1124)
出場件数 179件(1788)	交通事故	28件(213)
	一般負傷	36件(260)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	17件(191)
	合計	179件(1788)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店